

このポスターが
目印です!

ゆあさクーポン (第2弾) 取扱店

共通券 中小規模店専用券

取扱期限 令和4年10月31日①まで
※取扱期限を過ぎた場合は無効となり、使用できません。

お問い合わせ先 湯浅町 ふるさと振興課 ☎0737-64-1112



ゆあさクーポンが使えるお店

使用可能店舗(参加店)一覧表をクーポン郵送時に同封します。

なお、使用可能店舗(参加店)は、随時募集していますので、最新の情報は、湯浅町ホームページまたは役場での配布物をご覧ください。

また、使用可能店舗(参加店)には、左のポスターを掲示しています。

事業者の皆様へ

参加店(クーポンを利用できる店舗)の参加申込を現在受付中です。(5月2日より)

湯浅町ホームページにて公開している要領に該当する湯浅町内の事業者は、要領を必ずご確認し、ご了承いただいた上で参加申込みを行ってください。

第2弾 使って応援! ゆあさクーポン

使用可能期間 令和4年10月31日①まで

湯浅町では、消費喚起による地域経済の活性化を目的とした商品券「ゆあさクーポン(第2弾)」を交付します。

ゆあさクーポンは、町内の参加店(使用可能店舗)で使用できます。

※すべての参加店で使用できます。
※売場面積1,000㎡以上の大型店では使用できません。

お問合せ・申込受付場所

(8時30分~17時15分 土日祝除く)

ふるさと振興課 商工観光係…………… ☎64・1112

政策企画課 政策企画係(15番窓口)…………… ☎63・2552

アンケートにご協力をお願いします

今回実施する「ゆあさクーポン(第2弾)」がどのように利用されているかを把握し、今後の町施策へ反映させていくため、全世帯向けにアンケートを実施します。

アンケート用紙はクーポン郵

ゆあさクーポン(第2弾)の情報は、湯浅町ホームページに掲載しています。

掲載内容を随時更新していますので、ご確認ください。

アンケートにご協力をお願いします

様式は湯浅町ホームページで公開しているほか、申込受付場所でも配布しています。

- 参加店の負担金(参加費・換金手数料など)はありません。
- 5月27日①までにお申込みいただいた事業者は、クーポン配付時に同封する「利用できるお店」へ掲載し店舗名を紹介いたします。

5月28日以降の登録は、湯浅町ホームページまたは役場で配布物のみの紹介となります。

詐欺にご注意ください

ゆあさクーポン(第2弾)の配付に乗じて詐欺や個人情報の詐取が発生するかもしれません。

「ゆあさクーポン(第2弾)」で湯浅町職員が手数料などの振り込みを求めることは絶対ありません。また、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません。

おかしいな?と思ったら、ご相談ください。

ゆあさクーポンについて

1人あたり10,000円分(共通券5,000円分・中小規模店専用券5,000円分)

ゆあさクーポンを世帯主宛てに、世帯主分含め同一世帯の家族分を郵送します。

交付対象者

- 1 令和4年5月1日において湯浅町の住民基本台帳に記録されている方
- 2 令和4年5月1日において湯浅町の住民基本台帳に記録されている方

浅町の住民基本台帳に記録されており、かつ引き続き住民登録がされている母親から令和4年10月31日までに出生し、湯浅町の住民基本台帳に登録された方

郵送時期

6月下旬から7月初旬にかけてレターパックプラス(特定封筒郵便物、対面授受)等による郵送を順次行います。

※ゆあさクーポンのお届けは、世帯ごとに前後します。

※配達時に不在の場合、郵便局より不在票が投函されます。

※不在により郵便局に持ち帰ったゆあさクーポンは7月31日①まで郵便局にて保管します。郵便局での保管期間経過後はふるさと振興課にて保管いたします。

DV避難者の方はご確認ください

親族等からの暴力を理由に避難されている方で、ゆあさクーポンの送付先を変更する必要がある方は、ふるさと振興課までご連絡ください。

申請受付 6月13日①まで

申請様式等詳しくは湯浅町ホームページをご覧ください。

注意事項

【使用可能期間】
ゆあさクーポンが届いた日から令和4年10月31日①まで有効期限を過ぎると無効になります。

【その他注意事項】
●ゆあさクーポンは参加店(使用可能店舗)でのみご使用になれます。
●転売、現金との引き換え及びその他の商品券や他の金券との交換はできません。
●出資または債務、たばこ等への支払いは使用できません。
●盗難、紛失または滅失に関して町は責を負いません。
●釣銭のお渡しはできません。
●有効期限内外に関わらず現金での払い戻しはできません。